

別記様式第 26 号

(規格 A 4) (第 2 条関係)

(表面)

特定処理施設事故状況等届出書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 群馬県知事 へ <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">届出者</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">ふりがな 住 所</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">ふりがな 氏 名</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">電話番号 郵便番号</div> <p style="font-size: small; margin-top: 20px;">特定処理施設において発生した事故の状況及び講じた措置の概要について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
特定処理施設の名称	
特定処理施設の管理者名	
特定処理施設の設置の場所	
特定処理施設の電話番号	
特定処理施設の種 類	
特定処理施設の規模	<div style="text-align: right;"> $m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ </div> <div style="margin-top: 10px;"> 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3 </div>
事 故 発 生 日 時	年 月 日 午前 時 分 午後
報 告 者 ・ 記 入 者 (所 属 ・ 氏 名)	
事 故 の 状 況	

(裏面)

講じた措置の概要	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 特定処理施設とは、次に掲げる施設をいう。<ol style="list-style-type: none">(1) 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(2) 一般廃棄物の処理施設又は産業廃棄物の処理施設であつて、次に掲げるもの<ul style="list-style-type: none">・ 焼却設備が設けられている処理施設（処理能力が50kg/h以上200kg/h未満又は火格子面積が0.5㎡以上2㎡未満）・ 熱分解設備が設けられている処理施設（処理能力が1t/日以上）・ 乾燥設備が設けられている処理施設（処理能力が1t/日以上）・ 廃プラスチック類の熔融設備が設けられている処理施設（処理能力が1t/日以上）・ 廃プラスチック類の固形燃料化設備が設けられている処理施設（処理能力が1t/日以上）・ メタン回収設備が設けられている処理施設（処理能力が1t/日以上5t/日未満）・ 廃油の蒸留設備が設けられている処理施設（処理能力が1㎡/日以上）・ 特別管理産業廃棄物である廃酸の中和設備が設けられている処理施設（処理能力が1㎡/日以上50㎡/日未満）・ 特別管理産業廃棄物である廃アルカリの中和設備が設けられている処理施設（処理能力が1㎡/日以上50㎡/日未満）2 「特定処理施設の種類」の欄については、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、一般廃棄物の処理施設又は産業廃棄物の処理施設の別を記入するとともに、その区分に応じて、次のとおり記入すること。<ol style="list-style-type: none">(1) 一般廃棄物処理施設 ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入し、さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設又は破碎施設等の別を括弧書きすること。(2) 産業廃棄物処理施設 脱水施設、焼却施設、中和施設、破碎施設、最終処分場等の別を記入すること。(3) 一般廃棄物の処理施設又は産業廃棄物の処理施設 当該特定処理施設に設けられている焼却設備、熱分解設備、乾燥設備等の別を記入すること。3 「事故の状況」の欄については、発生箇所及び発生原因並びに汚水又は気体の飛散、流出の状況等、生活環境の保全上の支障の状況を記入すること。4 「講じた措置の概要」の欄については、生活環境の保全上の支障の除去又は発生防止のために講じた応急措置の概要及び応急措置による改善の状況を記入すること。5 「事故の状況」の欄又は「講じた措置の概要」の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、必要に応じ図面、フロー図等を添付すること。6 この届出書は、応急措置を行った後、速やかに提出すること。なお、上記の事故（被害）が拡大していった場合は、追加的に応急措置を講じたごとに提出すること。	